# ケアステーション　ハピネスあだち
# 指定訪問介護　兼　総合支援事業　運営規程

（趣旨）

第１条　社会福祉法人ファミリーが開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）、総合支援事業の事業（以下「総合事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第２条　事業の目的は次の通りとする。

（１）指定訪問介護

要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）の社会的孤立感の解消・心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、指定訪問介護サービスを提供する。

（２）総合支援事業

一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、総合支援事業を提供する。

（運営の方針）

第３条　要介護状態又は要支援等状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）　名　称　　ケアステーション　ハピネスあだち　訪問介護事業所

（２）　所在地　　東京都足立区江北３丁目１４－１

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

（１）　管理者　１人

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）　サービス提供責任者　　１名以上

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

（３）訪問介護員等　訪問介護員養成研修２級課程修了者０．５名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　　月曜日から土曜日・日曜・祝日とする。ただし、１２月３０日～１月３日を除く。

（２）　サービス提供時間　　通常時間帯：８：００～１８：００

早　　朝：６：００～８：００

夜　　間：１８：００～２２：００
深　　夜：２２：００～６：００
介護予防　：９：００～１７：００

（３）　受付時間　月曜日～金曜日（祝日含む）９時～１７時

（利用料その他の費用の額）

第７条　介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の１割、２割もしくは３割とする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担とする。

（１）総合支援事業サービス費　【要支援等】

１利用料

〔料金表　基本料金・昼間〕

要支援１・２　　総合支援事業サービス費≪ 緩和型 ≫　　※地域区分単価 11.40

| サービス内容略称 | サービス頻度 | 内容 | 単位 | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 緩和型訪問ｻｰﾋﾞｽⅠ | 【週１回利用の場合】 | 身体介護を伴うｻｰﾋﾞｽ | 273 | ¥312 | ¥623 | ¥934 |
| 緩和型訪問ｻｰﾋﾞｽⅠ・生活援助 | 【週１回利用の場合】 | 生活援助のみのｻｰﾋﾞｽ | 247 | ¥282 | ¥563 | ¥845 |
| 緩和型訪問ｻｰﾋﾞｽⅡ | 【週２回利用の場合】 | 身体介護を伴うｻｰﾋﾞｽ | 273 | ¥312 | ¥623 | ¥934 |
| 緩和型訪問ｻｰﾋﾞｽⅡ・生活援助 | 【週２回利用の場合】 | 生活援助のみのｻｰﾋﾞｽ | 247 | ¥282 | ¥563 | ¥845 |

| 加算 | 内容 | 単位 | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| **初回加算** | 初回訪問時、サービスを得円滑に行う為に、サービス提供責任者が担当ヘルパーと同行した場合に算定 | 200 | ¥228 | ¥456 | ¥684 |
| **緩和型訪問サービスⅠ・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ** | 【週１回利用の場合】１月につき | 313 | ¥356 | ¥713 | ¥1,070 |
| **緩和型訪問サービスⅡ・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ** | 【週２回利用の場合】１月につき | 625 | ¥712 | ¥1,425 | ¥2,137 |
| **緩和型訪問サービスⅢ・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ** | 【週３回利用の場合】１月につき | 991 | ¥1,129 | ¥2,259 | ¥3,389 |

**・サービス利用料の請求方法が、これまでの月額制から回数制へと変更となります。**

**・生活援助中心の「生活支援サポートサービス」**

**生活支援サポートサービスは、掃除や洗濯、調理などの生活援助を中心に行い、入浴介助や通院同行などの身体介護は含みません。**
**　また、サービスを行う人も、今までのヘルパーだけでなく、足立区が新たに認定した「生活支援サポーター」が行うことも可能となります。**

介護認定の更新時期から、新しい①「生活支援サポートサービス」を利用することとなります。ただし、日常生活の状況に応じて②「身体介護を伴うサービス」を利用することも可能です。

| これまでの訪問型サービス | 介護認定更新後の訪問型サービス | |
|---|---|---|
| | ①生活支援サポートサービス | ②身体介護を伴うサービス |
| ○サービス内容<br>・生活援助<br>（掃除、洗濯、調理など）<br>・身体介護<br>（入浴の介助(見守り)、通院同行など） | ○サービス内容<br>・生活援助<br>（掃除、洗濯、調理など）<br>※身体介護は含みません。 | ○サービス内容<br>・生活援助<br>（掃除、洗濯、調理など）<br>・身体介護<br>（入浴の介助(見守り)、通院同行など） |
| ○サービスを行う人<br>ヘルパーのみ | ○サービスを行う人<br>・生活支援支援支援サポーター | ○サービスを行う人<br>ヘルパーのみ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | （区が認定した新たな資格）<br>・ヘルパー | |

〔料金表　基本料金・昼間〕

訪問介護サービス費（要介護）　※地域区分単価 11.40

| | | 単位 | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 身体０１ | 身体 20 分未満 | 163 | ￥186 | ￥372 | ￥558 |
| 身体１ | 身体 30 分未満 | 244 | ￥279 | ￥557 | ￥835 |
| 身体２ | 身体 30 分～60 分未満 | 387 | ￥442 | ￥883 | ￥1,324 |
| 身体３ | 身体 60 分～90 分未満 | 567 | ￥647 | ￥1,293 | ￥1,939 |
| 生活２ | 生活 20 分～45 分未満 | 179 | ￥204 | ￥408 | ￥612 |
| 生活３ | 生活 45 分～70 分 | 220 | ￥251 | ￥502 | ￥753 |
| 身体１生活１ | 身体 30 分生活 20 分 | 309 | ￥353 | ￥705 | ￥1,057 |
| 身体１生活２ | 身体 30 分生活 45 分 | 374 | ￥427 | ￥853 | ￥1,279 |
| 身体１生活３ | 身体 30 分生活 70 分 | 439 | ￥501 | ￥1,001 | ￥1,502 |

＊基本料に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、
深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。
＊上表の料金設定基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。表記サービス区分以外の場合は、介護保険が定める、介護報酬単価に基づきます。
＊やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

加算　※地域区分単価 11.40

| | 算定要件 | 単位 | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 緊急時加算料金 | ご利用者様、ご家族の依頼により緊急に身体介護サービスを提供した時 | 100 | ￥114 | ￥228 | ￥342 |
| 初回加算料金 | 初回訪問時、サービスを円滑に行う為に、サービス提供責任者が担当ヘルパーと同行した場合 | 200 | ￥228 | ￥456 | ￥684 |

介護職員等処遇改善加算の加算率
※介護報酬算出方式に基づき算出した金額に下記のパーセントが加算され、利用料金となります

| 令和８年６月～ | |
|---|---|
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ | ２４．９％ |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ | ２６．６％ |

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

サービスをキャンセルされる場合は、下記の料金をいただくことになりますのでご注意ください。キャンセルする場合は、至急ご連絡下さい。

| | |
|---|---|
| ご利用の前日１７時前までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| ご利用の前日１７時までにご連絡がなく、ヘルパーがご利用者のお住まいまで訪問した場合（ご不在の際、ヘルパーは自宅前で１０分待機しています） | 500 円 |
| 当日、ご利用開始前までにご利用者から事業所に連絡があった場合、すでにヘルパーがご利用者のお住まいまで訪問した場合 | 500 円 |

その他

①利用者の住まいで、ヘルパーがサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担とする。

②料金の支払方法

| | |
|---|---|
| ①利用料、その他の費用の請求 | ア　利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。<br>イ　請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降に利用者宛にお届けいたします。 |
| ②利用料、その他の費用の支払い | ア　請求月の末日に、ご指定の金融機関より自動引き落としとさせて頂きます。<br>イ　お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。 |

※その他の支払方法についてはご相談に応じます。

２　介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担とする。

<サービスの概要と利用料金>

①　介護保険給付の支給限度額を超える総合支援事業の利用、

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた分はサービス利用料金の全額が利用者の負担となる。

＊経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがある。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までに説明する。

３　交通費

通常の事業実施地域以外の地区に住んでいる方で、当事業所のサービスを利用する場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を請求する。

４　利用料金の支払い方法

前記１、２の料金・費用は、１か月ごとに計算し、請求し、翌月末日まで訪問介護担当者が集金する。

５　利用の中止、変更、追加

＊利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申請する。

＊サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議する。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、足立区、北区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（衛生管理等）

第１０条　感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会を定期的に開催するとともに、その対策を協議し、従業員にも周知していく。また、対応指針等を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていく。

（苦情・ハラスメント処理）

第１１条 事業所は、提供した指定訪問介護（総合事業）又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

第１２条 事業所は、適切な指定訪問介護（総合事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１３条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（３）その他虐待防止のために必要な措置（４）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする（６） 虐待の防止のための指針を整備すること（７）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること（研修計画の策定）（８）上記措置を適切に実施するための担当者（および責任者）を置くこと。

（事業継続計画）

第１４条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問介護（総合事業）の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１５条　訪問介護員等の質的の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（ア）採用時研修　採用後　１月以内

（イ）継続研修　年　２回

２　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3　従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4　この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人ファミリーと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１７年７月１日から施行する。

平成２０年６月１日改正
平成２１年４月１日改正
平成２２年２月１日改正
平成２２年１０月１日改正
平成２４年４月１日改正
平成２６年４月１日改正
平成２７年４月１日改正
平成２７年８月１日改正
平成２８年１０月１日改正
平成２９年４月１日改正
平成３０年４月１日改正
令和１年１０月１日改正
令和３年６月１日改正
令和４年１０月１日改正
令和６年１月３１日改正
令和６年４月１日改正
令和８年６月１日改正